

国民健康保険料 減免制度について

国民健康保険料の納入通知書が送付されています。

今年度の保険料は、①所得引き下げ（医療分：昨年 8.64%→今年 8.47%など）②均等割額・平等割額の支援分引き下げ、③就学前の子どもの均等割が5割軽減に（国制度）など、若干の引き下げとなっています。

しかし、依然として「保険料が高すぎて払えない」などの声が多く寄せられています。支払いが困難な世帯には、減免制度があります。活用してください。



かたの民報

2022年6月19日
NO. 1761

【発行】

日本共産党
市会議員団

ご相談は市役所
議員団控室へ

私部 1-1-1
☎892-0121
(内線 301)

国民健康保険料の減免制度(概要)

前年度所得が0円以下の場合は減免の対象外です

■所得減少（失業等）減免

対象：離職・失業、事業の不振・休業等により、前年より30%以上の所得減少が見込まれる世帯（所得の減少割合に応じて、所得割を減免）。



所得減少減免の割合

収入所得減少（失業等）減免		
収入所得減少率に応じて8区分の減免率		
	減免率	減少率
1	30%	30～40%未満
2	40%	40～50%未満
3	50%	50～60%未満
4	60%	60～70%未満
5	70%	70～80%未満
6	80%	80～90%未満
7	90%	90～100%未満
8	100%	100%

■生活困窮世帯の減免

対象：前年の合計収入が減免基準（生活保護基準の1.3倍）以下の世帯

*基準額との差に応じ、保険料の所得割が減免されます。

■新型コロナの影響による減免

保険料の一部（20～100%）を減額

要件：①～③の全てに該当する方

①「コロナの影響で世帯主の事業（給与）収入が前年より3割以上減少

②世帯主の前年の合計所得金額が1000万円以下

③世帯主の前年の事業（給与）所得以外の合計所得金額が400万円以下

※申請のあった日以降の納期末到来の保険料が減免対象となります（当初の納期は6月30日です）。



「国保かたの」の説明チラシがリニューアルされていました。読みやすいですね。

上記はいずれも概要です。
詳細は市役所医療保険課
(892-0121) または、
日本共産党市会議員団までお
問い合わせください。



さらがい ふみ
星田 7-44-21
☎894-2835



藤田 まり
私部西
2-16-13-310
☎397-3027



北尾 まなぶ
倉治 7-8-7
☎893-3163